

平成26年第1回波佐見町議会定例会会議録

平成26年第1回波佐見町議会定例会（第14日目）は、平成26年3月17日本町役場議場に召集された。

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	百武辰美	2番	中尾尊行
3番	石峰実	4番	古川千秋
5番	尾上和孝	6番	藤川法男
7番	今井泰照	8番	太田一彦
9番	松尾道代	10番	松添一道
11番	大久保進	12番	中村與弘
13番	松尾幸光	14番	川田保則

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 書記は次のとおりである。

議会事務局長 山田清 書記 山下研一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	一瀬政太	副町長	松下幸人
総務課長	宮川豊	商工振興課長	前川芳徳
企画財政課長	山下和雄	税務課長	小林修身
住民福祉課長	北村洋子	健康推進課長	河野政幸
農林課長兼 農業委員会事務局長	山口浩一	建設課長	吉田耕治
水道課長	澤田義満	会計管理者兼 会計課長	吉永智恵子
教育長	岩永聖哉	教育次長	平野英延
給食センター所長	内田稔	総務課行政担当係長	村川浩記

5. 議事日程は次のとおりである。

- | | | |
|-------|----------------|---|
| 日程第1 | 提案要旨の説明 | |
| 日程第2 | 議案第1号 | 平成26年度波佐見町一般会計予算 |
| 日程第3 | 議案第2号 | 平成26年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第3号 | 平成26年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第4号 | 平成26年度波佐見町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第5号 | 平成26年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第6号 | 平成26年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第7号 | 平成26年度波佐見町上水道事業会計予算 |
| 日程第9 | 議案第8号 | 平成26年度波佐見町工業用水道事業会計予算 |
| | (以上8件 | 予算特別委員長報告) |
| 日程第10 | 議案第18号 | 波佐見町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例 |
| 日程第11 | 議案第19号 | 波佐見町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例 |
| 日程第12 | 議案第20号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第22号 | 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第23号 | 波佐見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第24号 | 波佐見町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第25号 | 波佐見町道路線の廃止について |
| 日程第17 | 議案第26号 | 波佐見町道路線の認定について |
| 日程第18 | 議案第27号 | 波佐見町道路線の認定について |
| 日程第19 | 議案第28号 | 副町長の選任について |
| 日程第20 | 閉会中の継続調査申出について | |

午前10時 開議

○議長（川田保則君）

起立願います。おはようございます。ただいまから平成26年第1回波佐見町議会定例会第14日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 提案要旨の説明

○議長（川田保則君）

日程第1. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。追加議案として、議案第28号 副町長の選任について提案するものであります。

現松下副町長については、今月の31日をもって任期満了となります。この4年間、私の片腕となって町政発展のために卓越した手腕でその役割を十分に果たしていただきました。私は、全幅の信頼を置いておりますので、引き続き副町長として最適任者と考えておりますので、よろしく御選任いただきますよう提案するものであります。

日程第2～9 議案第1号～議案第8号

○議長（川田保則君）

日程第2. 議案第1号 平成26年度波佐見町一般会計予算から日程第9. 議案第8号 平成26年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員会からの審査結果の報告を求めます。

予算特別委員長。

○予算特別委員長（松尾幸光君）

おはようございます。ただいま一括議題となりました議案第1号 平成26年度波佐見町一般会計予算から議案第8号 平成26年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの8件につき

まして、予算特別委員会における審査結果を報告いたします。

本案は去る3月5日、本委員会に付託され、3月6日から土曜日、日曜日を除く10日までの3日間にわたり委員会を開き、町長及び各管理職等の出席を求め、慎重にかつ精力的に審査を行い、採決の結果、原案可決するものと委員会では決定したところでございます。町長以下、執行部機関においては行政の執行に当たり、委員会での議論、意見を十分に参酌されて対処されることを強く望むものであります。

なお、審査結果の内容であります。現下の厳しい状況を鑑み、積極的な予算組みがなされ、町政守備範囲を拡大して重要な問題について多くの質疑が行われました。予算の審議する議員も細心の注意と大胆な洞察力が要求されますので、審査に当たられました各委員の御苦労は大変なものであったと思います。

当初予定された会期の枠の中で膨大な予算案の審査に当たられた各委員の御苦労に感謝しますとともに、御説明いただきました執行部の皆さんに御協力いただきましたことを厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

なお、詳細につきましては、13人の委員で構成する委員会の審査であり、各委員ともその内容は十分承知されていると思いますので、ここで省略させていただきます。

以上で報告終わります。

○議長（川田保則君）

これから委員会報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号 平成26年度波佐見町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

举手全員であります。したがって、議案第1号は委員会報告のとおり可決されました。
次に、議案第2号 平成26年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。
本案に対する委員会の報告は可決です。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

举手全員であります。したがって、議案第2号は委員会報告のとおり可決されました。
次に、議案第3号 平成26年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。
本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

举手全員であります。したがって、議案第3号は委員会報告のとおり可決されました。
次に、議案第4号 平成26年度波佐見町介護保険事業特別会計予算を採決します。
本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

举手全員であります。したがって、議案第4号は委員会報告のとおり可決されました。
次に、議案第5号 平成26年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算を採決します。
本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

举手全員であります。したがって、議案第5号は委員会報告のとおり可決されました。
次に、議案第6号 平成26年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計予算を採決します。
本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第6号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成26年度波佐見町上水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第7号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成26年度波佐見町工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第8号は委員会報告のとおり可決されました。

日程第10～11 議案第18号～議案第19号

○議長（川田保則君）

日程第10. 議案第18号 波佐見町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例、並びに日程第11. 議案第19号 波佐見町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を一括議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第18号 波佐見町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を、別紙のとおり制定します。

提案の理由でございます。

平成25年6月14日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律において介護保険法の一部が改正され、従来、国が省令で定めることとされていた指定介護予防支援事業者の指定の要件等を町が地域の実情に応じてみずからの判断と責任により定めることとされたことに伴い、これらの基準を定めるため、本条例を制定するものでございます。

別紙のほうに条例のほうがございます。1条から準則の34条まであります。きょう、議員さんのお手元のほうに概要とございますか、説明するものを差し上げておりますので、内容についてはそれに沿って説明をさせていただきたいと思っております。

条例案の概要でございます。これは先ほど言いました平成25年6月14日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律において介護保険法の一部が改正され、次に掲げる事項が市町村の条例で定めることとされたものでございます。

3項目でございます。（1）指定介護予防支援事業者の指定に関する基準。これは申請者の法人格の有無に関する基準でございます。（2）指定介護予防支援に関する基準。これは2項目ございまして、指定介護予防支援に従事する従事者に係る基準及び当該従事者の員数。指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準を定めたものでございます。（3）基準該当介護予防支援に関する基準。これは指定介護予防支援以外の介護予防支援またはこれに相当するサービスに係る基準でございます。

これらのうち、（1）の事項については、これまで介護保険法第115条の22第2項第1号において指定の欠格要件として、申請者が法人でないときと定められていましたが、改正後においてこの要件は新たに条例へ委任されることとなりました。一方、（2）及び（3）の事項については、これまで厚生労働省令で基準が定められ運用してきましたが、改正後においては厚生労働省令で定める基準は条例制定のための基準と位置づけられたため、市町村ではこれらの事項を条例で定めることが必要となりました。

また、（1）の事項については介護保険法第115条の22第3項により、（2）の事項については同法第115条の24第3項により、（3）の事項については同法第59条第2項により、厚生労働省令で定める基準は条例制定のための基準としてそれぞれ次のように位置づけられています。

次ページをお願いします。

これも先ほど言いました内容と同じでございます。これを定めなさいということでございます。①の指定介護予防支援事業者の指定に関する基準、(1)の事項でございます。これが申請者の法人格の有無に関する基準ということで、これは従うべき基準でございます。指定介護予防支援に関する基準、これが3項目ありまして、指定介護予防支援に従事する従事者に係る基準及び当該従事者の員数、これも従うべき基準でございます。二つ目の指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの、これも従うべき基準でございます。その他の事項は参酌すべき基準となっております。

③が基準該当介護予防支援に関する基準でございます。基準該当介護予防支援に従事する従業者に関する基準及び当該従事者の員数、これも従うべき基準となっております。基準該当介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省で定めるものについても従うべき基準となっております。その他の事項は参酌すべき基準となっております。

この条例の中で、こういうふうにならわれております。3ページ目をお開きいただきたいと思っております。3ページ目からは条文は書いておりませんが、全体構成ということで第1章から第5章までございます。第1章が趣旨及び基本方針ということで掲げられております。これについては、参酌すべき基準等とされております。それと第2章の人員に関する基準についてですけれども、済いません、その前に、左のほうは指定介護予防支援等省令の構成、そして右のほうは条例案の構成となっております。ちょっと条例の条項が途中でずれていっているかと思っております。第3章については運営に関する基準ということでございます。これも従うべき基準と参酌すべき基準というのが掲げられております。

それと次ページ、4ページのほうは介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ということで掲げられております。それと最後が基準該当介護予防支援に関する基準ということで構成されております。

内容を説明していくと、多分どういうことをこの事業はするのかということでございますけれども、要支援1、2に該当する方の介護プランを作成するのが、地域包括支援センター

というところが介護のプランを立てていくわけなんですけれども、その計画等を事業者に委託することができるということで、その事業者に対する基準を今までは国が定めていたんですけれども、それをこの条例をもちまして市町村が定めるということになっております。今、町内のほうでは5事業者がその業務の委託を受けて、介護の要支援者のサービスの提供に当たっております。

議案第18号については以上でございます。

議案第19号 波佐見町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例、これを別紙のとおり制定いたします。

提案理由についても、先ほど申しました平成25年6月14日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律において介護保険法の一部が改正され、従来国が省令で定めることとされていた地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を町が地域の実情に応じてみずからの判断と責任により定めることとされたことに伴い、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定めた本条例を制定するものでございます。

次ページの別紙をお願いいたします。

第1条が趣旨でございます。この条例は、介護保険法第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定めるものといたします。第2条が職員に係る基準及び当該職員の員数です。第2条が地域包括支援センターには次に掲げるものを専らその職務に従事する常勤の職員として置かなければならず、その員数は次の各号に掲げるものの区分に応じ地域包括支援センターが該当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれの当該各号に定めるところによります。波佐見町の場合、大体4,000名となっております。

(1) 保健師その他これに準ずる者1人。社会福祉士その他これに準ずる者1人。主任介護支援専門員その他これに準ずる者1人。第2項、前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏に一つの地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会——指定居宅サービス事業者等またはこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者または第1号被保険者、もしくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行いまたは相談に応ずる団体等の代表、地域における保健、医療または福祉に関する学識経験を有する者のうち、地域の実情を勘案して町が適当と

認める者により構成されるものをいう。以下、同じでございます——において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及び員数は次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者数の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者及び員数とすることができるということで、これは、新たに地域包括センターを別個に設けるときに、例えばおおむね1,000人未満の地区がそういうところに該当すれば、右に書いてある欄、1,000人から2,000人未満、2,000人から3,000人未満については右に掲げるとおりの員数が必要であるということでございます。

第3条がその他の事項に係る基準ということで、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項は次に定めるところによる。地域包括支援センターは前条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的な支援事業を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保険医療サービスまたは福祉サービス、権利擁護のための必要な援助などを利用できるように導き、被保険者が可能な限り住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。(2)地域包括支援センターは地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

附則としましては、この条例は平成26年4月1日から施行するでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

まず初めに、町内の五つの事業所があるということですので、この五つの事業所をまず教えてください。

それから、国が省令で定めることを今回地方で定めることは、これはもう定めなければならないのですが、今回定める内容がこれまでの国の省令と比較してどうあるのか、大きく変わったことがあるのかどうかをお尋ねします。

もう1点ですけど、人数が決まっていたよな。本町における保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、この人数を教えてください。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

まず、町内の委託先の指定介護予防支援事業者でございますけれども、まず、なかはら居宅介護支援事業所、ケアプランセンター銀のらくだ、エンジョイライフ指定居宅介護支援事業所、波佐見町居宅介護支援事業所、社会福祉法人愛隣会居宅介護支援事業所はさみ荘の五つでございます。

それと、省令と異なる基準で定めているところがどこなのかということでございますけれども、第1章の第2条、ここに指定介護予防事業者の指定に関する申請者ということでございます。基準では、法人格を有するということが書かれておりますけれども、これは去年の3月に出しました介護関係の指定の関係でもありましたように、波佐見町の暴力団排除条例という事項を追加することがいいだろうということで、ここに掲げさせていただいております。ここに掲げられる構成員とか暴力団員とか、そういう者はなれませんよということが基準では書かれておりませんですけども、本町ではその分を新たに追加して掲げております。

それと、議案第19号の本町の分の第2条に係る保健師1名、それと社会福祉士1名、それと主任介護専門員が1名ということになっております。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号 波佐見町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 波佐見町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第20号

○議長（川田保則君）

日程第12. 議案第20号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮川 豊君）

それでは、議案第20号について御説明申し上げます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございます。年次休暇の算定の基準となる期間を暦年から年度に変更するため本条例を改正するものであります。

別紙をお願いいたします。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。第11条第1項中「1の年」を「1の年度」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年の前年」を「当該年度の前年度」に、「当該年」を「当該年度」に改め、同条第2項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

この条例は平成26年4月1日から施行する。

新旧対照表のほうにつきましては、今、説明いたしましたようなところで、右側が現行、

左が改正案でございます。アンダーラインのところが変わったところでございます。先ほど申しましたように、1の年、いわゆる暦年で年次休暇につきましては1月から12月という形で基準を定めておりますが、各種人事にかかわる年度、調査等につきましても、事務につきましても、年度でもう全て国から県からの調査もあっておりまして、それに合わせる形で現実的に合理的な事務の流れをつくろうということで、このたび年度に変えて事務の執行の合理化を図っていこうということで、簡素化を図っていくということにもつながってまいります。

そういったことで今回、年を年度にという形で改正するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

現在の年次休暇が何日なのかをお知らせください。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（宮川 豊君）

基本的には1年の年度の中で20日を基準といたします。それを次の年から20日繰り越すことができるという法律の定めがございまして、全体的に40日と。初年度の新規職員につきましては、4月から換算しますと15日が年次休暇の取得日と。次以降の年からは20日を繰り越すことができるということでございますので、年間40日が大方の年休の日数ということでございます。

ちなみに、現段階で昨年の職員の年休の取得状況でございますが、年間で平均で7日ということで、取得日数はそういうことでございます。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありますか。

百武議員。

○1番（百武辰美君）

年を年度にということですから、ことしの場合を限っては1月から3月までと4月からと

いうことになりますよね。その処理的なものはどうされるんですか。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（宮川 豊君）

まず1月から3月までは5日を付与すると。4分の1付与するという形で切りかえたところでございます。したがって、あと、4月以降は来年の3月までということでございますので20日、切りかえをするということでございます。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第22号

○議長（川田保則君）

日程第13. 議案第22号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第22号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案の理由。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものである。

次ページをお願いします。

別紙。波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第12条の10の12中、「14万円」を「16万円」に改める。第12条の16中、「12万円」を「14万円」に改める。第16条の4の2第1項第2号中、(当該世帯主を除く)を削り、同項第3号中「35万円」を「45万円」に改め、同条第3項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項中「12万円」を「14万円」に改める。

附則。施行日。1、この条例は平成26年4月1日から施行する。2、この条例による改正後の国民健康保険条例の規定は、平成26年度以降の年度分の保険料について適用し、平成25年度までの保険料については、なお従前の例による。

次のページが新旧対照表でございます。ここに挙げられていますのが、まず、第12条の10の12というのが後期高齢者支援等賦課限度額でございます。これは、後期高齢者支援金が課せられておりますので、それを支払うための算定を行うところでございます。今までが14万円のところを16万円に2万円アップがされております。

続きまして、第12条の16といたしますのは、介護納付金賦課限度額でございます。これも後期と同じように、納付金に係る分の保険料でございます。今まで12万円のところが限度額が14万円、2万円上がっております。

それと、保険料の減額というところで、第16条4の2、一番右の下のところ、被保険者のところで当該世帯主を除くということで、これが5割軽減を行うときに、今まで被保険者が世帯主のみだった場合にはその5割軽減が受けられないということがございました。それをひとり世帯でも該当者がいれば受けられるというようにするために、ここの世帯主を除くという項目が削除されております。

次ページのほうで、(3)の3行目のところに「35万円」のところを「45万円」ということで、保険料の軽減の賦課額を計算する根拠として、被保険者1人当たり今までは、すみません、これは2割軽減をする人たちでございます。2割軽減をする世帯に対しては、今ま

で被保険者に対して35万円の基準額がございましたけれども、それを10万円引き上げて45万円にするということで、2割軽減を受けられる方の基準を広げたということがございます。それにより、全体的に先ほど言いました賦課限度額が2万円ずつ引き上げられること及び5割軽減の拡大、2割軽減の拡大により中間所得者を含め低所得者の保険料の軽減を狙うと、この改正がなされております。

以上で説明を終わります。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第14～15 議案第23号～議案第24号

○議長（川田保則君）

日程第14. 議案第23号 波佐見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例並びに日程第15. 議案第24号 波佐見町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

本案について内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

それでは、議案第23号について説明させていただきます。

波佐見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

波佐見町道路占用料徴収条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由でございます。

道路法施行令の改正に伴い、改正するものでございます。

別紙をお願いいたします。

波佐見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

波佐見町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条中第1項中「丙」を「第四級地」に改める。

附則。この条例は平成26年4月1日から施行する。

次の新旧対照表でございますけれども、まず、現行でございますけれども、丙地欄に定めるといふようになっておりますが、この道路法施行令が、現行では甲、乙、丙地というような格好に3区分に分かれております。これが今回、固定資産税評価額の地価の平均額をもとにして算出をするということになりまして、今回一等地から五等地、五つの区分に分かれております。今回波佐見町が第四級地というような格好で指定を受けましたものですから、これに伴ってその指定に基づきまして改正するものでございます。

続きまして、議案第24号 波佐見町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例。

波佐見町法定外公共物管理条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますけれども、道路法施行令の改正に伴い、改正するものでございます。

別紙をお願いいたします。

波佐見町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例。

波佐見町法定外公共物管理条例の一部を次のとおり改正する。

別表第1、道路法第32条第1項に掲げる工作物、物件及び施設の項中「丙」を「第四級」に改める。

附則。この条例は平成26年4月1日から施行する。

次の新旧対照表でございますけれども、この中に現行と改正後掲げておりますけれども、表の中の道路法第32条第1項に掲げる工作物、物件及び施設というところに、丙地欄を第四級地欄ということで改正になっております。これに基づきまして、今回改正するものでございますけれども、ちなみに占用料の額が今回改正をされまして、その中に基づきまして4月1日から占用料が、若干でございますけれども減額というんですか、下がっております。そういった状況でございます。

以上でございますけれども、御審議方よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上です。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第23号 波佐見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 波佐見町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時15分より再開します。

午前10時52分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16～18 議案第25号～議案第27号

○議長（川田保則君）

日程第16. 議案第25号 波佐見町道路線の廃止についてから日程第18. 議案第27号 波佐見町道路線の認定についてまでを一括議題とします。

本案について内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

議案第25号 波佐見町道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり廃止する。

提案理由でございますけれども、今回廃止予定の路線は、県道東佐世保線の一部が県からの要請により町へ移管されることに伴う起点の変更が生じ、再認定するため廃止するものでございます。

別紙をお願いします。

別紙。廃止する路線。整理番号130。路線名南部線。起点、波佐見町志折郷から終点、波佐見町中山郷まで。重要な経過地としてはございません。

次に、参考資料でございます。町道南部線でございますけれども、722メートル、志折郷の県道平瀬佐世保線から川棚境の町道上組西部線に接続します722メートルを廃止するものでございます。

次に、議案第26号 波佐見町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございますけれども、今回認定予定の路線は、県道平瀬佐世保線の一部が県からの要請により波佐見町へ移管されることに伴い、南部線現道の廃止とあわせ、本路線の起点を変更するため再認定するものでございます。

別紙をお願いいたします。

認定する路線。整理番号130。路線名南部線。起点、波佐見町岳辺田郷から終点波佐見町中山郷まで。重要な経過地は特にございません。

次のページ、参考資料でございますけれども、図面をお開き願いたいと思います。

現在、県道平瀬佐世保線となっております万年橋のところから今回川棚境までの2,316メートル、このうち先ほど廃止で説明しました722メートルを含めて再認定を行うものでございます。

続きまして、議案第27号 波佐見町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございますけれども、今回認定予定の路線は、県道平瀬佐世保の一部が県からの要請により町へ移管されることに伴い、町道として認定するものでございます。

次のページの別紙をお願いいたします。

認定する路線、整理番号459号。路線名平瀬線。起点、波佐見町岳辺田郷から終点、波佐見町岳辺田郷まで。重要な経過地は特にございません。

次の位置図をごらんください。

起点が万年橋側でございます。それから、旧県道のところで現在町道岳辺田線にしておりますけれども、ここまでの212メートルを今回認定するものでございます。

以上で説明を終わりますけれども、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

これ、町道移管の話なんですけど、ちょっと一括審議ということになったんで、質問もこれ、三つしかできない。掛け3じゃないですね。まとめて質問しないといけないので、ちょっとあれなんですけど。

まずは、移管ということになったということは、整備がきちんとなされているのかですね、その前に。これ、何月何日からの移管ということになっていくのか。

それと、この南部線についてはかなり長くなるわけですね、新しくなった場合。特に、ちょっと私走ってみて思ったのが、第8分団の詰め所から、いわゆる中山郷までのほうは、川棚から中山郷の一部はもう整備されていますが、その間がちょっとまだ未整備のところがあります。どれぐらいまた新しい形、改良されるのか、舗装されるのか。

それと、平瀬線についてはもうこのままなのか。若干傷んでいるような、私が走った雰囲気では気がするんですけど。ただ、あそこは交通量が多分少ないんじゃないのかなと思うんですが、平瀬線についてはあのままなのか。その辺のところをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

現代の南部線でございますけれども、交通安全施設整備工事ということで歩道設置を含めて現在進めているところでございます。平成27年度までで一応今の722メートル分を完了させたいということで今、整備を進めているところでございます。

ちなみに、樋渡の交差点のところには現在、タクシーがございますけれども、その移転の補償も契約をして、あとはもう撤去というような格好、移転ということで契約しておりますので、あとは栗林橋ということがございますけれども、橋がございますけれども、その、ことし、今、下部工、それから上部工を今から発注をいたしまして、歩道のほうの側道橋、歩道橋のみを今回やって、あとは橋梁につきましては、高欄とかの整備をやるということで進めたいと思っております。

それから、あと残りの、今回万年橋からその樋渡、8分団のところまでの延長分が1,594メートルございますけれども、このうち635メートル、ちょうど陶農レストランのところからその交差点までが未整備であるということから、ちょうど今回、南部線の計画の変更を行いまして、町道にした場合、その部分で社会資本の整備の中で計画変更を行って、南部線の完了を、整備を進めたいというふうに考えておるところでございます。

また、平瀬線を今しておりますけれども、これについては今の、現道のままで一応いただくというようなことになっておりまして、前、岳辺田線、ちょうど旧県道の川棚有田線、それから宿のところから横枕まで、これについてもそういったバイパス、あるいは万年橋のかけかえに沿って、県からの移管要請があってございましたので、その分については23年度に一応認定を行って、今回3月末をもちまして町道ということで供用開始をしたいということで考えております。で、県からもそういったことで3月末を基準日として廃止をしたいと。廃止というか、供用開始を廃止するというところで聞いて、調整をしているところでございます。

以上です。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

もう1回ちょっと。第8分団から川棚川のほうをですね、栗林橋を中心にもう1回。そこは27年度に移管されるということなのか、南部線全体と一緒に移管なのか、ちょっとすみません、そのところを詳しくと、栗林橋のところって結構傷んでいるですね。どんといくん

ですよ、橋のところ。その辺の整備もしっかりやられるのかどうか。その辺をもう1回、ちょっと詳しくお願いします。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

現在行っております町道南部線は、樋渡の交差点のところから川棚境までは南部線のままでございます。それを一旦廃止をして、今回新たに路線を延長しようということがございますので、現在、川棚川側のほうから整備をやっておりますので、その整備にあわせて交差点のところまでは27年度を目標に今、進めているところでございます。その後につきましては、今後財政的なものもございますし、補助の対象路線として採択をしやすいために、南部線という格好でさせていただきたいということで考えております。

以上です。

○議長（川田保則君）

橋の件。

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

栗林橋の付近ですけれども、そこも全部改修をやりますので、特に問題ないかと思っております。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

百武議員。

○1番（百武辰美君）

名前のつけ方について御質問しますが、どういう手順で名前をつけられるのかというのが1点。と申しますのが、南部線が認定されれば南部線に西部線が多分ひつつくような格好になるかと思うんですが、そうなったときに非常に何か、我々は、理解している人はわかるんですが、非常に何か、西部線に南部線がくっついてとかいうふうになりますんで、そういうネーミングの仕方をもう少し今後工夫された方がいいのかなという感じがしますが、現況のところ、どういうふうなあれで名前を決められておりますか。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

まず、過去のことを申しますと、南部線も前のときは川棚境から村木の峠まで西部線でした。その中で、ずっと県道に昇格をする段階で分断をされたというような格好の中で、今回南部線と西部線と分かれたという経過がございます。

現在、事業を行っている関係で南部線のネーミングを消すわけにはいきませんので、その部分で今回ずっと進めていくなら、南部線として認定した方が妥当であるということ判断をいたしまして、南部線を延長をするということにしました。

それから、平瀬線につきましては、今まで平瀬柳田線とか平瀬佐世保線、今回の部分のネーミングの中で平瀬と岳辺田の中でその地名が、字っていうですかね、これが大体そういった字になっていたということも含めて、今回平瀬線ということで自治会のほうにも問い合わせをやって決定をしたということでございます。

以上です。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

もう1点お願いします。

例えば、今度平瀬線は212メートルと非常に短いんですよね。通常の一般的な考えなら道路線も少ない方が理解しやすいのであって、起点がやっぱ一つ、終点の一つという決まりがあるのか、もしなければ岳辺田線に統合されてもいいのかなという考えもありますが、その辺の現状はいかがなんでしょうか。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

基本的な考え方でございますけれども、県道側というですかね、あるいは役場に近い方を起点として定めていきます。一緒の路線の中に2線あるというのは余り好ましいものではございませんので、岳辺田に入れるというのはちょっとどうかと思います。

今までも、短いのも、例えば二十数メートルとかいう町道の路線もございますので、それについては1路線1名前で行くべきだろうというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号 波佐見町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第28号

○議長（川田保則君）

日程第19. 議案第28号 副町長の選任についてを議題とします。

ここで松下副町長の退場を求めます。

〔副町長松下幸人君退場〕

○議長（川田保則君）

本案について内容説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

議案第28号 副町長の選任について。

下記の者を波佐見町副町長に選任したいから、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

記。住所、波佐見町川内郷1127番地。氏名、松下幸人。昭和25年8月17日生まれであります。松下氏の略歴については、裏の資料に略歴が載っておりでございます。

この件について御説明を申し上げたいと思います。

開会の御挨拶にも申し上げましたとおりに、今期、今月3月31日をもって松下副町長の任期が満了となります。私は引き続き松下氏を副町長に選任したく、提案したものであります。過去の経歴、実績は言うまでもありませんが、御承知のとおり、松下氏はこれまで副町長として陰に陽に私の盾となり矛となって支えながら、行政事務の総元締めとして制度の解釈、取り扱い等にも精通し、職員の指導育成にも的確な指導力を発揮しており、さらにほとんどの政策についても以心伝心、私の方針、考え方とほとんど同じであり、また、私が県の町村会長や全国町村会副会長として要職を務めながらも、本町の行政運営はよりよい方向に実績を上げてきております。また、職員の信望も厚く、先ほども言いましたように全幅の信頼を置いておりますので、引き続き副町長として最適任と考えておりますので、よろしく御選任いただきますようお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

当然4年間を副町長という立場で頑張ってきた。賛成とか反対とかそういう意味ではなくて、この追加議案というのは今、町長が申されたとおりに非常に重要な問題であって、こういう3月31日で終わるということですから、これはもうはっきりしていることであって、どこの市町村でもこういう人事のことは追加議案として上げられるものか、なぜ当初の議案として上げられなかったものかをお尋ねします。

もう一つは、今、町長もおっしゃったとおり、県の町村の会長もなさっており、また全国の町村の理事もしておられるということで、本当に飛び回って頑張っておられます。一体どれぐらいそういう公務が1年間にあられるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（宮川 豊君）

追加議案につきましては、当初、当然御承知のとおり、新年度予算に向けて事務の調整を全体の枠の全力投球を図りながらしていたところでございます。ただ、ここに来て人事案件があるということは私自身は承知しておりましたし、追加議案でなくて当初どうかなということも判断はいたしました。ところが、諸事情の中で、町長の判断のもとで追加議案をしようということで、あえて当初に上げずに出されたというところでございます。

あと、公務のほうは……。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

公務は年に上京が8回から9回、全国町村会ですね。県内のほうは、我々がちょうど町長がほとんど集まる時期とか何とかということで、議会があるときはできるだけ避けながら、必要な時間として月に会長とすれば、平均すれば五、六回じゃないかなというふうに思っております。

非常に立て込むときと、そして、月に一、二回しかないようなときとかあっておりまして、あとはどうしても私がいなければならないというときはちゃんと町におりますし、副町長で済ませるときは、副町長に任せるところは任せているというような状況でございます。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

今、当初は、当初議案に提出するという考えもあったということでお聞きしましたが、ぜひ今後もそういう町長が認めておられる大事な議案ですので、追加議案ということじゃなくて、当初の議案に上げていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号 副町長の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第28号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、松下副町長の入場を許可します。

〔副町長松下幸人君入場〕

日程第20 閉会中の継続調査申出について

○議長（川田保則君）

日程第20. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によってお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、本定例会までに受理しました要望書1件については配付にとどめますので御了承願

います。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、今定例会において議決されました案件についての字句、数字、その他の整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。

よって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

平成26年第1回波佐見町議会定例会を閉会します。

午前11時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員